

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針  
～当面5年間（H31～H35）の考え方～

（初山別村）

- 譲与税額（H31～H33：4,800千円／年  
H34～H35：7,300千円／年  
合計：29,000千円／5年）

■森林整備の推進

◇森林整備の実施体制

- ・村内で森林整備事業を実施している登録林業事業体の数：  
（造林）1事業体 （素材生産）1事業体 （両方）1事業体

◇森林経営管理制度

- ・意向調査対象（見込み） 面積：208ha 所有者数：71名  
調査対象リスト（原案）から計上
- ・意向調査実施時期：H31年5月～H32年3月すべての対象者に実施  
意向調査の結果、森林組合等に管理を委ねる場合（森林経営計画作成）は、所有者を森林組合へ仲介し、当該制度に基づく取組みは終了
- ・経営管理権集積計画の基礎調査等：H32年5月～12月  
木材販売収入が見込めず、森林組合等に管理を委ねることができないため、市町村に管理を委ねる申し出があった所有者の森林を先行して実施（所有者不明森林、所有者不同意森林は、所有者申出森林の進捗状況を踏まえ、後年度に対応を検討）
- ・経営管理権集積計画の同意取り付け、公示：H33年3月まで
- ・市町村森林経営管理事業実施時期等：H33年度～H35年度 間伐面積35ha  
意向調査対象面積、森林整備の実施体制を踏まえ、実行可能な面積を推計
- ・森林経営管理制度に要する費用：500千円／5年  
期間内に譲与税を活用して実施する意向調査、市町村自ら行う間伐事業等の費用を算出

◇その他森林整備

- ・森林整備事業（市町村単独）に要する費用：20,000千円／5年  
確保すべき森林整備の水準、森林整備事業実績等を踏まえ、見込まれる費用を算出
- ・路網整備等その他森林整備に要する費用：1,000千円／5年  
間伐等の施業に必要な路網の整備

■森林整備の促進につながる取組

- ◇木材利用の促進 7,500千円／5年  
公共施設における木製品の導入